

福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス 感染拡大抑制に向けた対策の強化・徹底について

2021年8月26日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の強化・徹底（1/3）



1. 概要

- 新型コロナウイルスについては、緊急事態宣言の対象地域が増えるなど、全国的に感染が拡大している。福島第一原子力発電所においても感染者数が増加傾向にあること等を踏まえ、これまで実施してきた感染拡大防止対策の強化・徹底を図っている。
- 現時点（8月25日15時）では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累積感染者は、102名（社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員90名、取引先企業従業員1名）、うち、8月の累積感染者は、63名（社員5名、派遣社員1名、協力企業作業員57名）。
- 今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組む所存である。

2. 対策強化

（1）不要不急の県外移動自粛要請

- ・社員及び協力企業作業員に対して、不要不急の県外移動について自粛することを強く要請。やむを得ず県外移動する場合は、極力、マイカーを使用し、不特定多数との接触回避を要請。
- ・人流の増加が想定されたお盆期間（8月7日～15日）にやむを得ず県外の自宅等に戻った場合には、福島県へ戻る前に、抗原検査キットによる陰性確認を実施（社員は必須、協力企業作業員は推奨）。

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の強化・徹底 (2/3)

TEPCO

(2) 行動履歴の確認

- ・ これまでも、社員が「緊急事態宣言」「まん延防止」適用エリアを跨いで移動する際は、2階級上の上司による事前確認を受けるとともに、出社前に帰宅中の行動履歴を直属の上司が確認していたが、**エリアに関わらず全ての県外移動者について福島県へ戻る前に、直属の上司が移動中の行動履歴及び体調に問題がないこと確認し、福島県への移動と出社の可否について判断するよう変更。**
- ・ **県外移動しない社員についても、直属の上司は、出社前に休日の行動履歴及び体調に問題がないことの報告を受け、出社の可否について判断するよう変更。**

① 日常管理

- ・ 個人の行動履歴は記録に残し、管理者は適宜行動履歴を確認。
- ・ 同居する家族についても同様に行動履歴の記録を残す。
- ・ 移動先で家族と接触する場合、移動前に家族の行動履歴に問題が無いことを確認。
- ・ **休日明けの出社前には行動履歴及び体調に問題が無いことを確認。** 体調に問題がある場合は勿論、行動履歴で判断に迷う行動が確認された場合は、出社を見合わせ（待機）。

② 県外移動を伴う場合

- ・ **福島県へ戻る前に移動中の行動履歴及び体調に問題が無いことを確認。** 体調に問題がある場合は勿論、行動履歴で判断に迷う行動が確認された場合は、県内への移動は行わない。

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の強化・徹底 (3/3)

TEPCO

(3) 会食（会合）自粛

- ・ 県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む。（社員及び協力企業作業員共通）

(4) 日常の健康管理など

- ・ マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染予防対策の徹底。
- ・ 日常生活において3密を回避する行動の徹底。
- ・ 通勤車両等での移動中はマスクの着用、外気取り込み空調の設定など一般的な感染防止対策を徹底。
- ・ 日常の健康管理として出社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ。

(5) 在宅勤務

- ・ 発電所運営や廃炉作業の進捗に影響が生じない範囲で、社員の在宅勤務化を推進し、出勤率を75%以下とする。

(6) 新型コロナウイルス対策連絡会の設置（当社および元請各社にて構成、8月19日～）

- ・ 県内外を含めた感染状況や各企業で講じている対策等について、情報共有を図るとともに、有効な対策については発電所大で速やかに展開。

(7) 新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施状況

- ・ 福島第一の社員、協力企業作業員で接種を希望をしている対象者（約3,700名）について、6月28日より職域接種を実施しており、1回目のワクチン接種を完了済み。2回目のワクチン接種は9月上旬に完了予定であったが、ワクチンへの異物混入の疑いによる使用見合わせが通知されたことから、接種を中断したため現時点では未定。³

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/3）



＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- ・ 発電所各所（新事務本館2か所、入退域管理棟2か所、協力企業棟2か所、正門）において、体表温度検査を行い、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可としている（現時点で入所不可となった者はいない）



■ 食堂の対面喫食禁止（継続実施）

- ・ 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の椅子の間引きを実施

■ 食堂での黙食の徹底（継続実施）

- ・ 喫食時の会話による飛沫感染を防ぐため、各食堂での黙食の徹底



■ 行動制限への対応（対策強化）

- ・ 不要不急の県外移動自粛強く要請(やむを得ず県外移動する場合は、極力、マイカー利用)
- ・ 県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施

※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

- ・ 2週間の行動歴を確認
- ・ PCR検査を受検し、結果に問題が無いことを確認したうえで入所を許可
- ・ PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種（継続実施）

- ・ 6月28日より実施中。ワクチンへの異物混入の疑いによる使用見合わせが通知されたことから、接種を中断したため、希望者への2回目接種完了時期は、現時点では未定

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/3）



＜東京電力HD(株)社員＞

■ 出張の制限（継続実施）

- ・ 福島県外への出張は原則禁止、原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- ・ 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密※のある場所等には行かない

※3密の密接とは、「マスクなしで人との距離1m未満、15分以上接触」が目安

■ 単身赴任者などの移動（対策一部強化）

- ・ これまでも、「緊急事態宣言」「まん延防止」適用エリアを跨いで移動する際は、2階級上の上司による事前確認を受けるとともに、出社前に帰宅中の行動履歴を直属の上司が確認していたが、**エリアに関わらず全ての県外移動者について福島県へ戻る前に、直属の上司が移動中の行動履歴及び体調に問題がないこと確認し、福島県への移動と出社の可否について判断するよう変更**
- ・ **県外移動しない社員についても、直属の上司は、出社前に休日の行動履歴及び体調に問題がないことの報告を受け、出社の可否について判断するよう変更**
- ・ **人流の増加が想定されたお盆期間（8月7日～15日）に県外帰省した社員には、福島県に戻る前に抗原検査キットにより陰性確認を実施**

■ 会合及びイベントへの参加自粛（対策一部強化）

- ・ **県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む**
- ・ 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- ・ 家族を含め、上記自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務もしくは自主的なPCR検査受検を必須とする

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・ 全所員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（3/3）



<東京電力HD(株)社員>

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- ・ 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・ 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（対策一部強化）

- ・ 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・ 社給PCやiPadによる在宅勤務を推進（**出社率75%以下**）

■ 独身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- ・ 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・ 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

■ メーカー及び協力企業における来訪時の取り扱い（継続実施）

- ・ 福島県外からの発電所への来訪は、原則禁止
- ・ 緊急やむを得ない来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制

➤ 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制

- 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている

■ 通勤バスの扱い

- ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- ・ 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
- ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策

- ・ 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- ・ 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 運転員の執務環境関係

- ・ 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- ・ 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- ・ 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 感染者が出たときの対策（東電社員及び協力企業作業員共通）

- ・ 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・ 感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・ 濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- ・ 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・ 感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・ 濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・ 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- ・ 視察者の受入れは、7月12日より中止（緊急事態宣言が解除になるまでの間、中止）

■ 各装備品の取り扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどを行っている